

5月11日以降の適性診断業務の実施について

(新型コロナウイルス問題に係る対応)

ご 案 内

令和2年5月7日
自動車事故対策機構

日頃より、当機構の業務にご理解を賜り誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス問題につきましては、その対応等を含め大きな社会問題となっているところでございます。

この度、政府より緊急事態宣言が延長されたことを鑑み、当機構におきましても全ての支所において、5月11日から5月31日までの適性診断業務を以下の通りといたします。

- 初任診断： 予約された診断を実施（新規予約受付可）
※65歳以上の初任診断（適齢診断扱い）も新規受付可
- 適齢診断： 既存予約分のみ実施（予約受付休止）
- 特定診断Ⅰ・Ⅱ： 既存予約分のみ実施（予約受付休止）
- 一般診断・カウンセリング付き定期診断・特別診断： 既存予約分のみ実施（予約受付休止）
- 5月16日（土）休診： 全支所にて適性診断業務を休止

大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。